

橋本市産業振興基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地場産品及び特産品のブランド化、「はしもとブランド」の認知度向上などを図ることにより、市の産業の活性化と発展に資することを目的として、橋本市産業振興基金を活用して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、橋本市補助金等交付規則（平成20年橋本市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者をいう。
- (2) 農林水産業者 農業者、林業者若しくは水産業者又はこれらの者の組織する団体をいう。
- (3) バイヤー 市外に本店を有し、市外で地場産品を販売し、又は販売しようとする小売業者、卸売業者等をいう。
- (4) 賞 グッドデザイン賞等、世間一般に広く認知されている賞で、広く一般に公募されており、その賞を獲得していることがメディアへのPR等につながると期待できるものをいう。
- (5) 自社製品 橋本市内で生産、加工又は製造しており、自社の名前で販売するものをいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業者又は農林水産業者であって次のいずれかに該当するもの
 - ア 法人にあつては、市内に登録された本店又は支店を有するもの
 - イ 個人にあつては、市内に住所及び主たる事業所を有するもの
- (2) 市内に主たる事業所を有し、前号に掲げる者を主な構成員とする組合又は任意団体
- (3) 市内に主たる事業所を有する商工会議所又は商工会
- (4) 市内に主たる事業所を有する農業協同組合又は事業協同組合

- (5) 市内の地域資源を活用した新商品開発や販路開拓に取り組む業務連携の覚書を市と締結した法人
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市内に主たる事業所を有する法律により設立された法人及び団体であって、市長が必要と認めるもの
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 新商品の開発に関する事業(次に掲げる事業をいう。)
 - ア 市内の農林水産物等の地域資源を活用し、自社製品として新商品の開発を行う事業
 - イ 新しい技術や技法を利用した自社の新商品を開発する事業又は既存の技術及び技法を利用した従来品より優れた自社の新商品を開発する事業
- (2) 展示会及び商談会に関する事業(補助金の交付対象者自らが、販売を主目的としない市外の展示会、商談会及び見本市へ自社製品を出展する事業をいう。)
- (3) バイヤー招へいに関する事業(販路開拓又は販路拡大に向け、主に商談等を目的としてバイヤーの招へいを行う事業をいう。)
- (4) 賞獲得に関する事業(橋本市ふるさと納税返礼品に登録されている自社製品で、賞の受賞を目指し応募する事業をいう。)
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できること
- (2) 交付決定日以後の契約又は発注により発生したこと
- (3) 証拠書類等によって金額、支払等が確認できること
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に定める補助対象経費に同表に定める補助率を乗じて得た額で、同表に定める補助限度額を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付回数等)

第7条 補助金の交付回数は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第 8 条 補助金の交付を申請補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、事業開始前に産業振興基金事業補助金交付申請書(様式第 1 号の 1)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 産業振興基金事業計画書（様式第 1 号の 2）
- (2) 収支予算書(様式第 1 号の 3)
- (3) 市税の完納証明書及び誓約書(様式第 1 号の 4)
- (4) 登記事項証明書(個人の場合は住民票)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定に基づき補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第 9 条 市長は、前条第 1 項の補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付又は不交付について決定するものとする。

2 前項の規定により、当該補助金の交付を決定した場合にあっては、市長はその額についても併せて決定するものとし、また、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、産業振興基金事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(審査会)

第 10 条 前条の規定による補助対象事業の審査等を適正に行うため、橋本市産業振興基金事業補助金審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 第4条に規定する補助対象事業の審査に関すること(同条第1号に係るものに限る。)

(2) その他市長が必要と認める事項

- 3 審査会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 審査会の委員は、市職員のうちから市長が任命する。
- 5 審査会において必要と認めるときは、有識者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 審査会は、審査の結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。
- 7 審査会に関し必要な事項については、別に定める。

(計画の変更)

第11条 第9条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)の内容、経費総額又は経費の配分を変更しようとするときは、直ちに産業振興基金事業補助金に係る補助事業計画変更承認申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- 2 前項の軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 補助事業に要する経費の20パーセント未満の減少となる内容の変更をする場合
 - (2) 第8条に規定する収支予算書の支出科目の相互間におけるいずれか低い額の20パーセント未満の経費の配分の変更をする場合
 - (3) 補助事業の遂行に支障がなく、事業計画の細部の内容を変更する場合

3 市長は、第1項の規定により補助事業の変更を承認したときは、産業振興基金事業補助金に係る補助事業計画変更承認決定通知書(様式第4号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(計画の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合、産業振興基金事業補助金に係る補助事業計画中止(廃止)承認申請書(様式第5号)に関係書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助事業の中止又は廃止を承認したときは、産業振興基金事業補助金に係る補助事業計画中止(廃止)承認決定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。
(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から ~~30~~
~~日~~1 月以内又は当該事業年度の 2 月末日のいずれか早い方までに、
産業振興基金事業補助金実績報告書(様式第 7 号の 1)に次の各号に
掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 産業振興基金事業実績書(様式第 7 号の 2)
- (2) 収支決算書(様式第 7 号の 3)
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定に基づく実績報告を行うにあたっては、補助金に係る消費
税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税
額を減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定による報告を受けたときは、当
該補助事業実績報告書の審査により交付すべき補助金の額を確定し、
産業振興基金事業補助金額確定通知書(様式第 8 号)により補助事業
者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 15 条 前条の規定による通知を受けた者(以下「交付確定者」とい
う。)は、速やかに産業振興基金事業補助金交付請求書(様式第 9 号)
を市長に提出するものとする。

2 市長は、交付確定者から前項の規定による請求があったときは、速
やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第 16 条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により交付決定
を受けたときは、補助金の全部若しくは一部を産業振興基金事業補
助金交付決定取消通知書(様式第 10 号)により取り消し、既に交付
した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(返還)

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部
を取り消した場合は、産業振興基金事業補助金返還通知書(様式第 1
1 号)により期限を定めて、当該取消部分に係る補助金の返還を交付
確定者に命じるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の
返還)

第 18 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申
告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、

補助事業の消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式 12 号)により遅滞なく市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産処分の制限)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した 1 件あたり 50 万円以上の財産(以下「取得財産」という。)を補助事業完了後 5 年以内(法定耐用年数があるものは、この限りでない。)に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第 3 項の規定による承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項に係る取得財産について台帳を備え、補助事業完了後 5 年間、保存しておかなければならない。

- 3 補助事業者は、第 1 項に規定する期間内に取得財産を処分しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、当該承認をした補助事業者に対し、既に交付した補助金のうち残存簿価等から算出した当該取得財産の価額に相当する額を返還させることができる。

(収益納付)

第 20 条 補助事業者は、補助事業により収益が発生した場合は、その収益を第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる収支決算書の収入に計上することとする。

(帳簿等の備付け)

第 21 条 補助事業者は、当該補助事業に係る経理について収支の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収支についての証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 22 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 27 年 9 月 3 日から施行する。

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 28 年 5 月 17 日から施行する。

この告示は、平成 28 年 9 月 22 日から施行する。

この告示は、平成 28 年 12 月 5 日から施行する。

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、令和 3 年 9 月 21 日から施行する。

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この告示による改正前の橋本市産業振興基金事業補助金交付要綱により令和 1 年度までに実施した事業等については、なお従前の例による。

別表(第5条、第6条、第7条関係)

補助対象事業 区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	交付回数
新商品の開発 に関する事業	研究・開発費、委託費、 借料、旅費、専門家謝 金、専門家旅費、広報 費	3分の2以内	100万円	1回/年度
展示会・商談 会に関する事 業	出展料、展示装飾費、 委託費、借料、旅費、 通信運搬費、広報費、 雑役務費	2分の1以内	20万円	1回/年度
バイヤー招へ いに関する事 業	旅費	2分の1以内	5万円	1回/年度
賞獲得に関す る事業	申請費、通信運搬費、 認定費	2分の1以内	5万円	1回/年度

様式第 1 号の 1（第 8 条関係）

年 月 日

（あて先）橋本市長

（申請者）
住 所
名 称
代表者

産業振興基金事業補助金交付申請書

産業振興基金事業補助金の交付を受けたいので、橋本市産業振興基金事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 補助事業区分 （該当事業の番号 1 つに○を付してください。）
 - (1) 新商品の開発に関する事業
 - (2) 展示会・商談会に関する事業
 - (3) バイヤー招へいに関する事業
 - (4) 賞獲得に関する事業

- 2 補助申請事業名

- 3 補助金交付申請額 円

- 4 補助事業開始及び完了予定期日
年 月 日～ 年 月 日

- 5 添付資料
 - (1) 産業振興基金事業計画書（様式第 1 号の 2）
 - (2) 収支予算書（様式第 1 号の 3）
 - (3) 市税の完納証明書及び誓約書（様式第 1 号の 4）
 - (4) 登記事項証明書（法人）、住民票（個人）
 - (5) その他市長が必要と認める書類

様式第1号の2（第8条関係）

産業振興基金事業計画書【全事業共通】

<申請者概要>

ふりがな 名 称	-----						
法人番号 (個人事業主は記載不要)							
主たる業種							
創業・設立年月 (和暦で記載)					資本金		万円
	(個人事業者は不要)						
常時使用する 従業員数	名 (常時使用の従業員が無いときは0名と記載)						

<補助金事務の担当者>

ふりがな 氏 名	-----	役 職	
所在地			
電話番号		FAX番号	
E-mailアドレス			

<現状の事業内容等>

事業内容							
売上高	年度	千円	自： 年 月 日				
			至： 年 月 日				
経常利益	年度	千円	自： 年 月 日				
			至： 年 月 日				
消費税の適用 に関する事項	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> ← 枠内に該当する番号を記入 1 課税事業者 2 簡易課税事業者 3 免税事業者 </div>						

<備考>

- ・事業内容が分かる書類（企業案内、主要製品のパンフレットなど）を添付すること。
- ・最新2期分の決算関係書類を添付すること。

様式第 1 号の 2 (第 8 条関係)

産業振興基金事業計画書

【(1) 新商品の開発に関する事業の申請者のみ記載】

1. 事業の概要

■ 事業の名称 (30 文字以内)		
■ 事業内容及び実施方法		
■ 開発商品の概要		
①小売価格 (税別)	円	
②卸売価格 (税別)	円 又は 掛け率 %	
③規格		
④パッケージ仕様		
食 品 の み	⑤賞味期限	
	⑥流通形態	常温・冷蔵・冷凍・その他 ()
	⑦保存方法	

2. 事業の要約

■ 新規性・革新性 ※新規開発のポイント、独創性もしくは技術的に優れている点について	

■ 事業計画

※開発に至った動機・必要性、進行状況、事業化における課題について

■ 経営体制

※原材料の仕入先・生産体制・販売体制等、事業を実現するための技術・人材・社内体制について

■ 市場性・競争力

※市場のニーズ、他類似商品との差別化・優位性について
※販売ターゲットや、販売対象市場に対する販売戦略について

■ 地域経済に対する貢献・波及効果、雇用効果

3. 事業の内容

(1) 新規性・革新性

①新商品の概要

ア 概要

イ ターゲット

ウ 場面／価値

②新規性・革新性

(2) 事業計画

①開発に至った動機・必要性

②これまでの開発経緯や進行状況

③事業化における課題

④課題解決方法

⑤事業スケジュール

具体的な実施内容	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

(3) 経営体制

①事業実施における体制及び人員等

②協力・提携（予定）企業及び役割分担等

(4) 市場性・競争力

①市場性

ア ターゲットとする市場規模と成長性

イ 予想利用率

ウ 予想単価

②競争力

ア 既存商品／類似品との差別化

イ 新商品の販売方法

(5) 地域経済に対する貢献・波及効果、雇用効果

(6) 特記事項

①	補助金名		関係省庁	
	事業名		実施期間	
②	補助金名		関係省庁	
	事業名		実施期間	
③	補助金名		関係省庁	
	事業名		実施期間	

様式第 1 号の 2 (第 8 条関係)

産業振興基金事業計画書

【(2) 展示会・商談会に関する事業の申請者のみ記載】

① 事業の名称 (30 文字以内)	
② 展示会・商談会等の名称・概要	
[名 称]	
[会 期]	
[主 催 者]	
[会場名称]	
[所 在 地]	
[規 模] 出展予定企業数 社程度 / 来場者見込 人程度	
③ 展示会の選定理由・出展の目的・期待する効果	
④ 目標とする商談内容・商談件数・商談ターゲット	
⑤ 出展内容 (出展商品等詳細)	
展示する製 品等の名称	
製品等の PR ポイント	

※展示会等の概要がわかるチラシ・パンフレットを添付すること。

※目標とする商談件数とは、見積書を作成するなど具体的な検討を行う目標件数を記入すること。

様式第1号の2（第8条関係）

産業振興基金事業計画書

【(3)バイヤー招へいに関する事業の申請者のみ記載】

①事業の名称（30文字以内）	
②招へいする事業者	
[名 称]	
[所 在 地]	
③実施期間	
年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）	
④今回の招へいに至った経緯	
⑤商談内容（概要）	
⑥事業の目的・目標・期待される効果	
⑦日程表	

※招へいする事業者の概要がわかる資料を添付すること。

様式第 1 号の 2 (第 8 条関係)

産業振興基金事業計画書

【(4) 賞獲得に関する事業の申請者のみ記載】

①事業の名称 (30 文字以内)	
②受賞を目指す自社製品の詳細	
製品等の名称	
製品等の PR ポイント	
③賞の内容、賞の選定理由、受賞の見込み	
④受賞した際の広報内容	
⑤受賞した賞がどの程度の期間保持できるか	
⑥受賞までのスケジュール	
⑦受賞により期待される効果、目標	

様式第 1 号の 3 (第 8 条関係)

収 支 予 算 書

[収 入]

(単位：円)

収 入 科 目	内 容	金 額 (税抜/税込)	備 考
収 入 合 計			

[支 出]

(単位：円)

支 出 科 目	内 容	金 額 (税抜/税込)	備 考
支 出 合 計			

様式第 1 号の 4（第 8 条関係）

誓 約 書

1. 私は、橋本市産業振興基金事業補助金交付要綱の申請条件を全て理解した上で申請し、申請書及び添付書類に記入した事項について、全て相違ないことを誓約します。
2. 私は、市税その他、橋本市に対して納期限が到来している債務はありません。
3. 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）及び橋本市暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員ではありません。
4. 橋本市が補助対象者としての確認を行うにあたり、必要があるときは、申請書に記入した項目並びに納入状況等について調査することに同意します。
5. 上記のことについて、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

年 月 日

（あて先）橋本市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

（署名又は記名押印）

様式第 2 号（第 9 条関係）

産業振興基金事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

橋本市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助事業について、下記のとおり決定したので、橋本市産業振興基金事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度	補助事業等の 名称	
補 助 事 業 等 の 目 的			
交 付 の 決 定		交 付 ・ 不 交 付	
交 付 決 定 金 額		円	
交 付 の 条 件			
不 交 付 の 理 由 (不 交 付 の 場 合)			

様式第 3 号（第 11 条関係）

産業振興基金事業補助金に係る補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

（あて先）橋本市長

（補助事業者）

住 所

名 称

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
計画変更の承認を受けたいので、橋本市産業振興基金事業補助金交付
要綱第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
補助年度	年度	補助事業 等の名称	
補助金交付決定額			円
変更後の補助金申請額			円
変更の内容			
変更の理由			
添付書類			

様式第 4 号（第 11 条関係）

産業振興基金事業補助金に係る補助事業計画変更承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

橋本市長 印

年 月 日付け計画変更の承認申請のあった補助事業について、下記のとおり承認したので、橋本市産業振興基金事業補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
補助年度	年度	補助事業等の名称	
補助金交付決定額			円
変更後の補助金申請額			円
変更の内容			
変更の理由			
交付条件			

様式第 5 号（第 12 条関係）

産業振興基金事業補助金に係る補助事業計画中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）橋本市長

（補助事業者）

住 所

名 称

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
計画の中止（廃止）の承認を受けたいので、橋本市産業振興基金事業
補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
補助年度	年度	補助事業 等の名称	
中止・廃止の内容			
中止・廃止の理由			
中止・廃止の年月日	年 月 日（予定）		
添 付 書 類			

様式第6号（第12条関係）

産業振興基金事業補助金に係る補助事業計画中止（廃止）承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

橋本市長 印

年 月 日付けで計画中止（廃止）の承認申請のあった補助事業について、下記のとおり承認したので、橋本市産業振興基金事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
補助年度	年 度	補助事業等の名称	
中止・廃止の内容			
中止・廃止の理由			

様式第7号の1（第13条関係）

産業振興基金事業補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）橋本市長

（補助事業者）

住 所

名 称

代表者

橋本市産業振興基金事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度	指令年月日	年 月 日
指 令 番 号	橋本市指令 第 号		
補 助 事 業 区 分 (該当の番号1つに○)	(1) 新商品の開発に関する事業 (2) 展示会・商談会に関する事業 (3) バイヤー招へいに関する事業 (4) 賞獲得に関する事業		
補 助 事 業 名			
補 助 事 業 完 了 年 月 日			
補 助 金 交 付 決 定 額			
補 助 金 精 算 額			
補 助 事 業 の 成 果	(別紙 補助事業実績書のとおり)		

様式第7号の2（第13条関係）

産業振興基金事業実績書

【(1) 新商品の開発に関する事業の申請者のみ記載】

①事業の名称（30文字以内）
②商品名
③事業内容（商品内容）
④事業の成果
⑤今後予定している販路
⑥備考

<備考>

- ・開発した商品の内容が分かる写真・資料・印刷物等を添付すること。

様式第7号の2（第13条関係）

産業振興基金事業実績書

【(2)展示会・商談会に関する事業の申請者のみ記載】

①事業の名称（30文字以内）
②展示会・商談会等の名称・概要
[名 称]
[会 期]
[主 催 者]
[会場名称]
[所 在 地]
[規 模] 出展企業数 社／来場者 人／自社ブース来場者 人
③展示会出展の目的・期待する効果
④出展内容（出展ブース詳細・出展製品名・特徴等）
⑤事業の成果・商談内容・商談件数

※展示会の内容が分かる写真（会場全体・出展ブース・商談の様子など）を添付すること。

様式第7号の2（第13条関係）

産業振興基金事業実績書

【(3)バイヤー招へいに関する事業の申請者のみ記載】

①事業の名称（30文字以内）
②招へいした事業者
[名 称]
[所 在 地]
[所 属]
[役職・氏名]
③実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）
④事業内容 ※事業の内容が分かる写真や行程表等の資料を添付
⑤商談の成果
⑥今後の展開・予定等

様式第7号の2（第13条関係）

産業振興基金事業実績書

【(4) 賞獲得に関する事業の申請者のみ記載】

①事業の名称（30文字以内）	
②賞の内容	
[名称]	
[内容]	
③実施期間	
年 月 日 ～ 年 月 日	
④申請内容 ※賞の内容が分かる写真や申請書等の資料を添付	
⑤成果	
⑥今後の展開・予定・効果等	

様式第7号の3（第13条関係）

収支決算書

[収入]

(単位：円)

収入科目	予算額	決算額 (税抜/税込)	差引増減額	備考
収入合計				

[支出]

(単位：円)

支出科目	予算額	決算額 (税抜/税込)	差引増減額	備考
支出合計				

<備考>

- ・請求書、領収証等支払を証明する書類の写しを添付すること。

様式第8号（第14条関係）

産業振興基金事業補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

橋本市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、下記のとおり確定したので、橋本市産業振興基金事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
補助年度	年 度	補助事業等の名称	
補助金等の交付決定額	円		
補助金等の交付確定額	円		
(特記事項) ※交付決定額と交付確定額が異なる場合はその理由を記載。			

様式第9号（第15条関係）

産業振興基金事業補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）橋本市長

（補助事業者）

住 所

名 称

代表者

⑨

橋本市産業振興基金事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
補助年度	年度	補助事業 の名称	
補助金交付決定額			円
補助金交付確定額			円
補助金請求額			円

【振込先】

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
ふりがな 口座名義人	

様式第 10 号（第 16 条関係）

産業振興基金事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

橋本市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助事業については、橋本市産業振興基金事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり交付決定の取消をしたので通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
補助年度	年度	補助事業等の名称	
補助金等の交付決定額			円
補助金等の交付取消額			円
取 消 理 由			

様式第 11 号 (第 17 条関係)

第 年 月 日 号

様

橋本市長 印

産業振興基金事業補助金返還通知書

橋本市産業振興基金事業補助金交付要綱第 17 条の規定により、次のとおり補助金の返還を請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
補助年度	年度	補助事業等の名称	
補助金交付決定額			円
補助金交付確定額			円
補助金返還額			円
返還理由			
返還期日	年 月 日		
返還方法			

様式第 12 号（第 18 条関係）

年 月 日

（あて先）橋本市長

（補助事業者）

住 所

名 称

代表者

産業振興基金事業補助金の消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号で交付確定があった補助事業について、消費税及び地方消費税の額が確定したので、橋本市産業振興基金事業補助金交付要綱第18条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1. 補助金交付確定額 | 円 |
| 2. 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 円 |
| 3. 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

<備考>

- ・上記3の金額が確認できる書類を添付すること。